

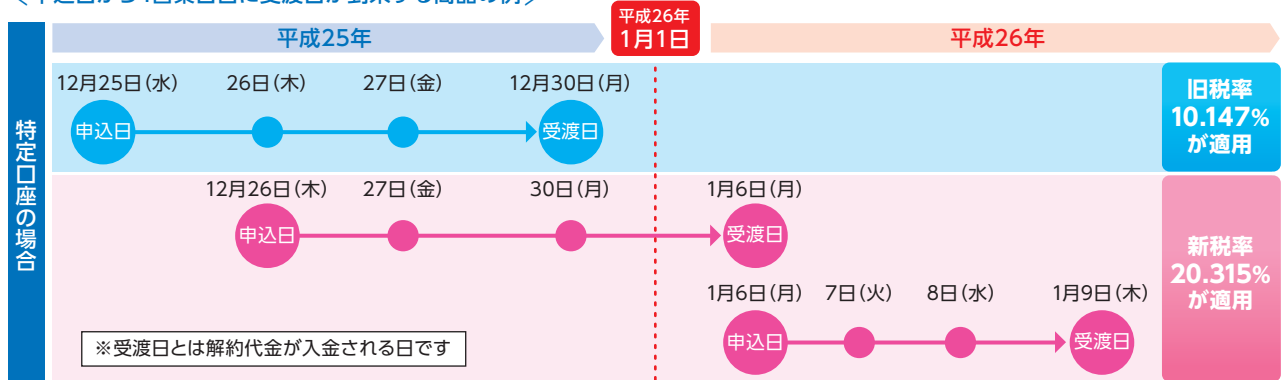
# 証券税制の軽減税率廃止のお知らせ

現在、公募株式投資信託の配当所得・譲渡所得に係る税率は10.147%（所得税及び復興特別所得税7.147%、住民税3%）の軽減税率が適用されていますが、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以降は、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の税率が適用されます。

## ① 公募株式投資信託の譲渡益課税（平成26年1月1日から税率が20.315%へ）

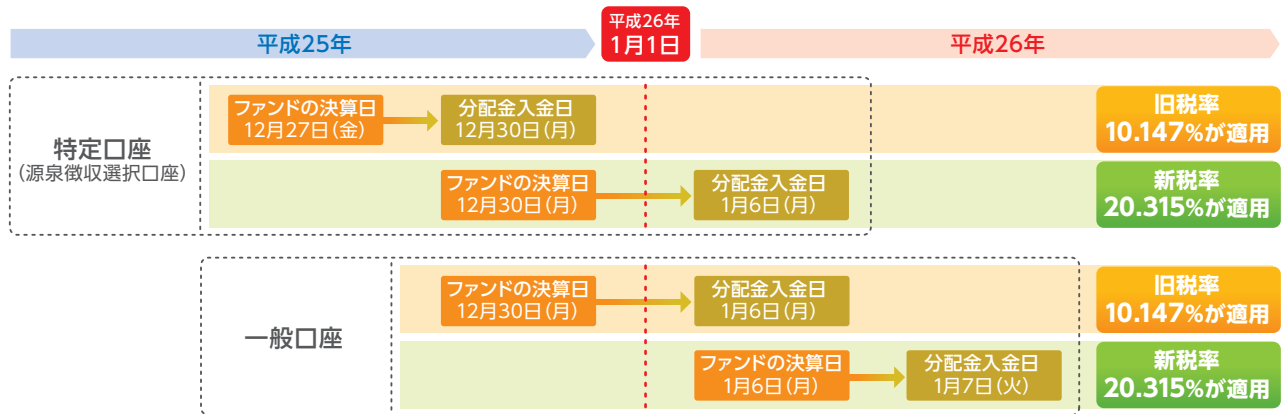
- 公募株式投資信託の売却等の時期については、原則として受渡日（解約代金入金日）を基準に判断されますので、年内に受渡日が到来する売却等については旧税率（10.147%）が適用されます。なお、一般口座での売却等の場合には、約定日を基準に確定申告することができます。
- 公募株式投資信託の受渡日（解約代金入金日）は、申込日から4営業日目に到来する商品のほか、それ以上の日数を要するものもございます。そのため、旧税率が適用となる最終申込日が12月25日以前に到来する商品もございます。
- 詳しくは投資信託のお取引店または熊本銀行ダイレクトコンサルティングプラザまでお問合せください。

＜申込日から4営業日目に受渡日が到来する商品の例＞



## ② 公募株式投資信託の配当課税（平成26年1月1日から税率が20.315%へ）

- 公募株式投資信託の税率は、原則としてファンドの決算日を基準に変更されます。
- 但し、特定口座（源泉徴収選択口座）で受領する分配金は、分配金入金日を基準に変更されます。
- 詳しくは投資信託のお取引店または熊本銀行ダイレクトコンサルティングプラザまでお問合せください。



### 投資信託に関するご留意点

●ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「投資信託説明書（交付目論見書）」等を必ずお読みください。「商品パンフレット」「投資信託説明書（交付目論見書）」等は熊本銀行本支店等にご用意しています。●投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、熊本銀行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●熊本銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。●投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。●投資信託は、国内外の株式や債券等に投資しているため、投資対象の価格が、金利の変動、為替の変動、発行者の信用状況の変化等で変動し、基準価額が下落することにより、投資元本を割り込むことがあります。●投資信託には手数料等がかかります。ご購入から換金・償還までの間に直接または間接にご負担いただく費用には申込手数料、換金手数料、信託財産留保額、信託報酬、監査費用・有価証券売買手数料等その他費用があり、それらを足し合わせた金額をお客さまにご負担いただけます。申込・換金時の手数料および信託報酬等は、投資信託ごとに異なります。また、その他費用は運用状況により変動します。したがって、事前に料率および計算方法を示すことができません。詳細は、「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

※熊本銀行では、総合口座貸越等の利用による金融商品のお取引は、貸越利息等をお客さまにご負担いただくこととなりますので、お取扱いしておりません。

【商号等】株式会社 熊本銀行（登録金融機関）【登録番号】九州財務局長（登金）第6号 【加入協会】日本証券業協会

詳しくは、投資信託のお取引店または「熊本銀行ダイレクトコンサルティングプラザ」までお問合せください。

熊本銀行  
ダイレクトコンサルティングプラザ

0120-333-086



■受付時間／平日9:00～20:00  
但し、銀行休業日は除きます。  
【資産運用】メニュー 4 資産運用のご相談